

事務局発 第440号

令和2年3月吉日

賛助会員各位

「食品表示法」経過措置期間終了に伴う完全移行について

一般社団法人 日本加工食品卸協会
専務理事 奥山 則康



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、2015年に施行されました「食品表示法」の新表示制度が5年の経過措置期間の終了に伴い、本年4月より完全移行となります。この制度は言うまでもなく、消費者が食品を摂取する際の安全性を確保するのが目的であり、私どもの販売先である小売・外食業からその適正な運用を強く求められているところであります。メーカー様各位に於かれましては既に十分な準備を為されているとは存じますが、新たな制度は大きな改正であると同時にその内容は多岐に亘るものであり、その対応に万全を期していただきたくお願いする次第であります。食品流通のサプライチェーンを担う責務を共有するものとして、弊協会会員各社も販売先に対して充分なる対応を果たしていく所存ですので、何卒よろしくごお願い申し上げます。

謹白

※ 協会のホームページに「食品表示法」に関する詳細情報「新しい食品表示制度について」及び「食品表示基準 Q&A」を掲載中ですので、ご参照ください。 (<http://nsk.c.oco.jp/>)